

本校運動場の目的外使用について

日頃より、本校教育活動に、ご支援とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では、本年度より平日の17時から19時の時間帯に運動場を本校児童の健全育成と地域振興を目的として開放することといたしました。

つきましては、下の条件にすべて該当し、使用を希望する場合は、団体の責任者の方が4月8日(月)14時までに、学校(教頭)にご連絡ください。

なお、下の条件は、開放する上で、本校児童が有意義かつ効果的に運動場を活用するための指標として示したものです。また、本校児童の教育環境を維持するためにそのほかにも、確認事項があり、条件を満たした団体であっても学校長・PTA 会長が使用を不可とする場合もございます。

どうぞ、ご理解のほどよろしく願いいたします。

【条件】

- 1 活動人数が20名以上の団体で、本校児童が7割程度以上在籍していること。
- 2 営利、政治、宗教を目的としない。
- 3 公益に反しない。教育上または管理上支障がない。
- 4 ひびきの地区の地域活動に積極的に協力していただける団体。